

氏名(本籍)	任 章 赫 (韓 国)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博甲第936号
学位授与年月日	平成4年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	雨乞い儀礼の比較民俗学的研究
主査	筑波大学教授 文学博士 宮田 登
副査	筑波大学教授 文学博士 綾部 恒雄
副査	筑波大学助教授 佐野 賢治
副査	筑波大学助教授 文学博士 武田 正
副査	筑波大学助教授 田中 通彦
副査	筑波大学教授 Ph. D. 荒木 美智雄

論 文 の 要 旨

本論文は韓国と日本の雨乞い儀礼を、国家次元で行なわれる場合と、民間次元で行なわれる場合とに分けて考察し、とりわけ民間次元における雨乞い儀礼について比較民俗学的な考察を試みたものである。全体は序章、1～3章、結語の部分から構成されており、王権と雨乞いの相関関係と民間における雨乞いの成立過程を災因論をからませて論じ、最後に地域社会に展開する雨乞いを経済活動に応じて分類し、比較を行なうという観点で分析をすすめている。

序章「研究課題と視点」では、本論文の雨乞いに関する3つの課題を提示するとともに研究史を概説する。日本の雨乞い研究は、農耕儀礼とくに稲作成長の段階に位置付けられ、従来稲作民以外に行なわれる雨乞いについて言及されていなかったこと。一方、韓国の雨乞い研究には、動物犠牲の特徴があることが指摘される。とりわけ儀礼の分類について、研究史上から抽出できる部分があるとして、一国民俗学の民俗学的成果と、他民族間の比較を行なう民族学的成果の差異を論じ、次に比較民俗学的方法の分類基準について提示を行なう。雨乞い儀礼の場合国家間の比較は不適當であり、民間において地域社会の経済活動による類型基準を新たに設定すべきであるという提言になっている。

第1章「旱魃による王の対抗と雨乞い」では、韓国神話に多く記述されている王権と雨乞いの関連について考察し、韓国における雨乞いの特徴を析出しようとしている。王は天気予測、播種の決定、雨乞いの執行の役割をもつ。そして旱魃には「王殺し」の記事が認められ、王権の機能喪失や

責任が罪とみなされ、とりわけ旱魃は天からの罰とする思想が基本にあること。古代韓国の王の死が天災と関わることは、文献の上で実証されること。中世には旱魃はケガレによるという災因論が成立し、例えば怨死霊の悪鬼を鎮める雨乞いの法が成立している。一方日本古代には「移市」「殺牛」、さらに仏教的龍神信仰の普及があるが、旱魃を天からの警告とする考え方はとられていない。韓国の国家次元の雨乞いの特徴は、王による天の警告への対応として行なわれる点であり、具体的には、王の禁止令などに表現されている。例えば王の謹慎という行為は、人民支配の上においては、禁止令として示される。また日本の太鼓うちや傘踊りの芸能を伴う雨乞いが韓国にみられないのは、王による禁止令が徹底したからであり、とくに王の代行者である官吏が中央より派遣されることにより、王による雨乞いや禁止令の実施が民間に行なわれるという形をとるに至っていること。このような韓国の王権を基礎とした雨乞いの発現に対して日本の場合対応する雨乞いの実例が乏しいことなどが指摘されている。

第2章「民間における雨乞いの成立過程」では、民間における雨乞いを主として災因論の視点から再構成した内容である。韓国と日本では死のケガレを災因とする志向が共通するが、韓国の場合、死のケガレによる山神の怒り、また風水説に基づく陰気の発生という解釈が生じていることが指摘されている。一方韓国では災因となるカンチョル（大蛇あるいは龍）の存在が想定される。韓国ではカンチョルを村外から追い払う雨乞いがある。日本では水域に住む龍神が金物を嫌うという信仰があり、例えば雨乞いに際し、鏡を水中に投じる呪術が発生している。この場合鏡は水神を怒らせるという解釈以前に龍に鏡を奉納するという信仰儀礼として解釈される。韓国の雨乞いでは、巫堂（ムーダン）が関与し、占いによる災因の説明を行なう。ムーダンの占いは、混乱から秩序への転機となる。日本では雨乞いの実修者は、雨乞いの家筋であるが、韓国には、雨乞いの家筋がまだ報告されていない。日本の場合、地域社会の共同祈願が中軸となり雨乞いの地域組織が拡大するという傾向があるのに対して、韓国では、行政地域が単位となり、地方官の主幸の下で行われ地域的に拡大する傾向はない。次に女の雨乞いの多様な事例が紹介され、韓国の場合性的要素が表現されている。性的結合は、神と女性の交流によるものと解釈されるが、一方陰陽道の関与により、陰気説が適応される学説に対しては、これを批判する考えを明らかにしている。

第3章「雨乞いと地域社会」では、従来の観点をかえ、平地の稲作民とはちがった機能を示すと予測される焼畑農耕民や漁民の雨乞いの実態を考察している。焼畑農耕民の雨乞いは動物を用いる点に特徴がある。また災因については、山神の怒りや祟りが強調される。雨乞い儀礼は「不浄化型」の範疇に入るが、不浄の認識は血のケガレに基づく。しかし狩猟民の思考には、血による浄化も思考されることから、動物の犠牲には、血の清浄力の要素が含まれることに大きな特徴があるとする。次に焼畑民の動物犠牲に犬が多いこと、祭りの期間に聖域を侵犯することが指摘される。しかし焼畑民の「不浄化型」は、他の生業民とくに稲作民の影響を受けた実態も認められ、現実には両者の錯綜した複合型としてとらえられている。韓国の場合動物供犠にはムーダンであるシャーマンの関与が多いが、日本には類似の事例はみられず、今後考古学の遺跡の研究成果などを含め再検討の必要があるとする。さらに日本の場合神道、仏教による殺生禁止令や肉食禁止令が神仏習合とともに

強化された傾向があり、動物供犠が発現し得なかった点も特徴となろう。一方日本の場合、芸能的要素が多く取り入れられていることは見逃せない。太鼓や傘の利用は類感呪術に基づくもので、これが韓国に認められないことを言及した。次に漁民の雨乞いが取り上げられている。漁民にとって雨乞いは日和山の山頂の火の神に対して行なわれる。すなわち火の神が海神、竜神と同一視されているためという。漁民は旱魃の災因を水死体の怨霊の祟りと考え、慰霊祭を行なうことと雨乞いとが通じており、両者には巫者が関与する事例が多い。このように雨乞いを漁民、焼畑民、稲作民という経済活動を別にする地域単位を基準にして日本と韓国を比較することが肝要であると指摘している。

審 査 の 要 旨

本論文は、雨乞い儀礼がこれまで韓国、日本と同じ農耕民族の間で十分比較しながら研究されていなかった現況をを踏まえて、韓日民俗の同質性と異質性の発見につとめながら、それぞれの特徴を究明した内容である。その結果、韓国民俗においては、王権に基づく雨乞い、ムーダンによる動物供犠を中心とした雨乞いの特徴が明らかにされ、一方日本では天皇制との関連による雨乞いや動物供犠の実例に乏しいこと。逆に芸能化した地域の農耕祭儀としての雨乞いが多様に存在することが明らかにされ、今後の比較民俗学的研究の展開を拓いたことは評価されよう。しかし全体的に3つの課題についての有機的関連性について十分な説明に不足したため、折角豊富な材料を駆使していても体系的なとらえ方には至っていない憾みがある。第1章において「王権」を論じたなかでも雨乞いの必然性について不明確であったため、日本の天皇制論議とは無関係な議論になっている。また韓国の場合、中国からの影響について考慮すべき点があろう。また経済活動を基準とした比較民俗学的視点を提示してはいるが、狩猟民、稲作民、漁民のもつ歴史性、社会性、地域性についての理論的整備が不十分であるため、十分には展開されていない傾向がある。日本と韓国の雨乞いの基本的構造の差異を明確にするためには、儀礼解釈の基本をどこに置くべきか検討する余地があろう。本論文はこうした未解決な問題を内包してはいるが、これまで未開拓であった雨乞いの比較民俗学的研究に積極的に踏み込んでおり、今後の豊富な資料収集と分析方向に対して一つの展望を与えたことはたしかであり、今後の精進により課題の深化が大いに期待できるものといえる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。